

各 都 道 府 県 総 務 部 長  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各 指 定 都 市 総 務 局 長  
（人事担当課扱い）  
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

） 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

（ 公 印 省 略 ）

産前・産後休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする  
任期付職員を採用する場合の取扱いについて（通知）

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関しては、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち令和 4 年 1 月 1 日施行予定の事項（休暇の新設・有給化関係）について」（令和 3 年 9 月 21 日付け総行公第 94 号）においてお示ししているところです。現在、施行に向けて人事院において人事院規則の改正等の検討が進められており、今後、改正が発出された段階で、当課から通知を発出させていただく予定です。

これに関連し、産前・産後休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする任期付職員（以下「産前産後休暇代替任期付職員」という。）を採用する場合について、下記のとおりその取扱いを改めて明確化するとともに、改正の必要な規則に関し規則参考例を別紙のとおり送付します。各地方公共団体におかれては、下記事項及び規則参考例を参考としていただき、必要な措置についてご検討いただくようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対しても御連絡いただくようお願いいたします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

記

1 任期付職員法第 4 条との関係について

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「任期付職員法」という。）第 4 条は任期付採用をすることができる場合の要件を法律上明確に定めており、同条第 1 項第 1 号では「一定の期間内に終了することが見込まれる業務」に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合に任期付採用をすることができる旨が定められている。

この「一定の期間」の解釈に関しては、「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の運用について（通知）」（平成16年8月1日総行公第54号）において、「長くとも5年程度の期間を想定するとともに、数週間程度の短い期間は人事管理の煩雑さ等にかんがみ適当ではない」とお示ししているところである。

この点、産前・産後休暇を取得する職員は、多くの場合約14週間（産前6週間、産後8週間）の休暇を取得すること、また、当該休暇に引き続いて育児休業を取得する機会が多いと考えられることを踏まえれば、産前・産後休暇の期間が任期付職員法第4条第1項第1号の「一定の期間」に該当し、同条の規定に基づき産前産後休暇代替任期付職員を採用することは、一般に可能であると考えられる。

## 2 「職員の選考に関する規則（例）」（昭和27年12月4日自丙行発第52号）の改正について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の2第1項は、職員の採用に関し、人事委員会規則で定める場合には、選考によることを妨げないことを定めている。

この規則の参考例として、「職員の選考に関する規則（例）」をお示ししているところであるが、今般、産前産後休暇代替任期付職員について選考による採用を可能とすべく、別紙の規則参考例のとおり所要の改正を行うものである。

なお、この取扱いは、国家公務員における取扱い（人事院規則八—一二（職員の任免）第18条第1項第9号の2）と同様の取扱いである。

## 3 選考の手続について

産前産後休暇代替任期付職員については、任期の満了後に引き続いて地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任期を定めて採用し、育児休業代替任期付職員として同一の業務に従事させることが考えられる。

この場合の運用に関し、国家公務員においては、能力及び適正の判定を産前産後休暇代替任期付職員としての従前の勤務実績に基づき行うことができるときは、公募によらない採用ができるものとされている（人事院規則八—一二（職員の任免）第22条第1項第3号）。地方公務員においても、同様の取扱いにより、一般に公募によらず、産前産後休暇代替任期付職員から育児休業代替任期付職員へ任用を切り替えることが可能であると考えられる。

### 【連絡先】

○任期付職員法第4条との関係について

公務員課第一係 渡邊係長、谷口事務官（03-5253-5542）

○「職員の選考に関する規則（例）」の改正及び選考の手続について

公務員課第四係 川崎係長、西野事務官、越山事務官（03-5253-5544）

(別紙)

職員の選考に関する規則(例) (昭和二十七年十二月四日自内行発第五十二号) 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(選考により採用する場合)</p> <p>第二条 次に掲げる職員の職(以下「職」という。)へ職員を採用する場合は、それぞれ選考によるものとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>六の二 <u>〇〇〇〇〇〇規則(昭和〇〇年〇〇県人事委員会規則第〇〇号)第〇条第〇項(産前・産後休暇相当規定)の休暇を得る職員の業務を処理することを職務内容とする職で、任期を定めて採用された者をもつて補充しようとするもの</u></p> <p>七 前各号に規定するもののほか、人事委員会が競争試験によることが不相当であると認める職</p>	<p>(選考により採用する場合)</p> <p>第二条 次に掲げる職員の職(以下「職」という。)へ職員を採用する場合は、それぞれ選考によるものとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七 前六号に規定するもののほか、人事委員会が競争試験によることが不相当であると認める職</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和四年一月一日から施行する。